

時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則

〔平成18年10月30日〕
規則第13号

時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則(平成7年北但行政事務組合規則第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成18年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号)第20条及び第21条の規定に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合に関しては、豊岡市職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給割合を定める規則(平成17年豊岡市規則第47号)を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。